令和６年度群馬県フリースクール等支援事業補助金交付要綱

（通則）

1. 令和６年度群馬県フリースクール等支援事業補助金（以下「補助金」という。）

の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和３１年群馬県規則第６８号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

1. この補助金は、不登校児童生徒等への学習支援や居場所づくりなどの支援を充実

し、児童生徒が自ら社会とつながろうとする力を高められるよう、フリースクール等（以下、「施設」という。）に対する事業費補助を実施することを目的とする。

２　この要綱において「不登校児童生徒等」とは、県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍している不登校の児童生徒をいう。ただし、高等学校等の不登校生徒及び学校等に在籍していない１８歳未満の青少年も対象から除外しない。

（補助事業）

 第３条　この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

 （１）基本枠

 （２）上乗せ支援枠

２　前項第１号に掲げる「基本枠」の対象となる施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1. 県内に所在していること（オンラインのみの事業形態も可とする）
2. 不登校児童生徒等に対する相談・支援を行うことを主たる目的としていること
3. 不登校児童生徒等への相談・支援体制が明示されていること
4. 施設として1年間以上の相談・支援の実績があること
5. 年間を通して、指導に必要な職員を複数人（代表者を含む）有していること
6. 児童生徒の在籍校において、指導要録上出席扱いと認められている通所者がいること
7. 原則、週３日以上、平日の日中に相談・支援を行っていること
8. 月１回程度、保護者及び学校への適切な情報提供がなされていること
9. 入会金、授業料（月額・年額等）が明確であること

（１０）施設環境が児童生徒の安全面・健康面での配慮が十分なされていること

（１１）県税が完納されていること

（１２）政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと

（１３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定 する暴力団をいう。）又は暴力団員の統制下にある団体でないこと

３　第１項第２号に掲げる「上乗せ支援枠」の対象となる施設は、基本枠の補助要件を全て満たす施設のうち、「独自性」「新規性」「経営基盤強化」「持続可能性」のうち少なくとも１つ以上に合致する取組を実施する施設とし、補助は基本枠に上乗せして行うものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次表に掲げるものとし、予算の範囲内においてこれを交付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 補助対象経費 | 補助額 |
| 基本枠 | ・施設が雇用する常勤又は非常勤の職員の給与等人件費（代表者を含む）・活動拠点の家賃（賃借料）・学習支援等に要する経費（PC等備品費、教材費、図書費、印刷製本費、事務用品など）・体験活動に係る経費（施設利用料、バス借上料、保険料など）・外部講師招へいのための経費（謝金、旅費）・施設環境の整備に要する経費（机椅子、冷暖房器具、清掃器具など）・光熱水費・その他、県教育長が必要と認めた経費 | 補助対象経費の２分の１以内で県教育長が定める額（ただし、１施設当たり　１００万円を限度とする。） |
| 上乗せ支援枠 | ・提案する取組に要する経費 | 補助対象経費の２分の１以内で県教育長が定める額（ただし、１施設当たり　令和５年度から令和７年度までの間で３００万円を限度とする。） |

２　前項により算定した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助額とする。

３　国・地方公共団体の他の補助金の対象となる経費のうち補助充当費は、補助の対象から除くものとする。

４　補助金の交付対象期間は、補助金の交付決定のあった年度の４月１日から翌年３月　３１日までとする。

（申請の手続）

第５条　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第１号）を別に定める期日までに県教育長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　県教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、必要に応じて現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、様式第２号により補助事業者に通知するものとする。

（交付条件）

第７条　この補助金の交付の決定には、次の条件その他県教育長が必要と認める条件を付すものとする。

（１）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合は、変更承認申請書（様式第３号）を県教育長に提出し、様式第４号により承認を受けること。

（２）補助事業を中止（又は廃止）する場合は、中止（又は廃止）承認申請書（様式第５号）を県教育長に提出し、承認を受けること。

（３）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数

等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定められている耐用年数を経過するまで、県教育長の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

（４）県教育長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収

入の全部又は一部を県教育長に納付させることがある。

（５）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ

ならない。

（補助金の概算払）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第６号）を県教育長に提出しなければならない。

２　県教育長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日から一月以内又は翌年度の４月４日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第７号）を県教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　県教育長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第８号により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第11条　県教育長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく県教育長の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助金の返還）

第12条　県教育長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第13条　補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第14条 県教育長は、この補助金について必要があると認めたときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。